

別紙 1 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「供用開始」とは、利用者等が供用を開始することをいう。
- (2) 「災害対策本部」とは、大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合に県が設置する大分県災害対策本部をいう。
- (3) 「災害対策本部の代替施設」とは、災害時に県庁舎本館が利用できないケースに備え、災害対策本部の代替となる機能を有する施設をいう。
- (4) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- (5) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (6) 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他本施設の設計に係る一切の書類をいう。
- (7) 「施工計画書」とは、事業者が作成する本施設等の建設工事等に係る施工手順及び施工方法を記載した書類をいう。
- (8) 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設の竣工に伴う一切の書類をいう。
- (9) 「劣化」とは、物理的、化学的及び生物的要因により、ものの性能が低下すること。ただし、地震や火災等の災害によるものを除く。※
- (10) 「運転・監視」とは、設備機器を稼働させ、その状況を監視すること及び制御することをいう。※
- (11) 「日常点検」とは、建築物等の機能及び劣化の状態を日常的に一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。※
- (12) 「定期点検」とは、必要な資格又は特別な専門知識を有する者が定期的に行う点検をいう。※
- (13) 「保守」とは、建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ・埃等の除去、部品の調整等の日常的な軽微な作業をいう。※
- (14) 「経常的修繕（補修）」とは、部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態まで回復させること。※
- (15) 「修繕」とは、建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。※
- (16) 「大規模修繕（建築）」とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。※

- (17) 「大規模修繕（電気）」とは、機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。※
- (18) 「大規模修繕（機械）」とは、機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。※
- (19) 「更新」とは、劣化した部位・部材や機器などを新しいものに取り替えることをいう。※

※出典：建築物修繕措置判定手法（最新版）（建設大臣官房官庁営繕部監修／（財）建築保全センター 編集／（財）経済調査会発行）